

事前質疑応答

回答は個人の見解であることをあらかじめお断りしておきます。

Q 1 生活保護費返還金（不正利得・不当利得共通）の請求対象について（磐田市）

生活保護は世帯で認定され、保護費の受給者は世帯主になるが、生活保護法 63 条、77 条又は 78 条に該当するため、その保護費の返還請求に当たり、受給者（世帯主）以外の保護対象であった世帯員に返還金を請求できるか、御教示いただきたい。

A 生活保護法 63 条、77 条、78 条による返還金は支給が誤ったもの、不正によるものですから、不当利得に該当します。ただし、その返還額は生活保護費を加味して決定でき、滞納処分が認められる点で決定、行政処分が発生しますから、生活保護法が民法の不当利得とは別に認めた返還金であるといえます（参考判例 1）。

そこで、生活保護費の決定の効果は、世帯主にとどまらず、世帯の構成員全体に及ぶとされ（参考判例 2）、63 条による返還金は、不正の意図はなく、所得の申告をしていない、単純に誤ったものをいい、世帯員へ支給された額を返還するものですから世帯員の連帯債務になるという考えです。

次に、77 条による返還金は、扶養義務による返還ですが、63 条と同様に関係する者の連帯債務になると考えます。

78 条による返還金は、不正の意思により返還を命じますから、不正に関与していない者は連帯債務から除かれると考えます。ただし、支給対象者ではなく、第三者の関与のみである場合は支給対象者に連帯債務を負わせることは適当でないとする見解があります（参考文献）。

もちろん、請求する際、世帯員の未成年者が成人して連帯債務者になる前は扶養義務者が法定代理人ですから請求は扶養義務者に請求します。

なお、生活保護費の返還金は世帯の生活に必要な額を除いて決定され、第三者との取引の安全を考慮して夫婦の連帯債務とする日常家事債務（民法 761 条）に該当しないと考えます。

参考判例

- 1 生活保護法 78 条返還金は不当利得返還請求権又は損害賠償請求権と別である（仙台地判平 17・6・30 裁判所ウェブサイト）

「（生活保護）法 78 条の文言は、費用の徴収に支弁者の裁量を認めており、これは、被保護者の困窮状態や不正の程度等の事情によっては、徴収額をその費用の一部に限る余地がある場合を考慮した規定と解される。そうすると、同条は、不当利得に基づく返還請求権又は不法行為に基づく損害賠償請求権とは別個の、法が特別に定めた公法上の返還請求権である」

- 2 生活保護費の受給権は被保護世帯の構成員に及ぶ（福岡高判平 10・10・9 民集 58 巻 3 号 724 頁）

「生活保護は、原則として、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされており（（生活保護）法 10 条）、具体的な保護ないしその変更処分も、被保護世帯の各構成員に対して個別にされるものではなく、世帯主を名宛人として行われることとされている。しかしながら、これは、一般的に、被保護世帯の構成員が、世帯主と共同生活を営み、生計を共にするところから、生活の資となる保護費の支給など保護を決定、実施する上においても、世帯を単位として扱うのが相当かつ便宜であることによるものである（中略）。したがって、被保護世帯の構成員も、生活困窮者である以上、それ自体保護受給権を有するものであって、右規定もこれを否定するものではないと解すべきである。結局、世帯主は、当該世帯ないしその構成員のいわば代表として、当該処分等の名宛人となるものということが出来る。しかして、右処分（生活保護費の決定）等の効果は、その名宛人である世帯主にとどまらず、世帯の構成員全体に及ぶから、世帯主はもとより、それ以外の構成員も、その取消しを訴求する利益ないし原告適格を有する」

参考文献

生活保護法 78 条に基づく徴収金の支払義務

「生活保護法 78 条に基づく徴収金の支払義務（債務）は、被保護者であるか否かにかかわらず、（中略）不正行為を行った者に対する徴収決定又は徴収命令という処分に基づき発生するものであるから、当該不正行為を行った者（処分の名宛人）に対して請求すべきである。複数の者が共同して上記各項の不正行為を行ったような場合は、各自を名宛人とした処分（徴収決定又は徴収命令）に基づき、これら複数の者が各自債務を負うこととなるから、これら不正行為を行った複数の者（処分の名宛人）に対して請求すべきである。（中略）複数の者が共同して前記不正行為を行ったときは、基本的にはこれらの者が連帯して債務を負うこととなると考えられていた（民法 719 条参照。いわゆる不真正連帯債務）。もっとも、本件改正によって、支弁した費用の額の全部又は一部を徴収することができるとともに、「その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額」をも徴収することができるとされ、少なくともこの規定に基づき上乗せされる部分については、制裁金という性格を有することが明らかとなった。したがって、少なくとも上記規定によって上乗せされる部分については、各自に対する制裁金であって、連帯する（すなわち、一債務者の弁済によって他の者も債務を免れる）とは考え難いが、支弁した費用の額に当たる部分については、実際に保護費等を支弁した都道府県又は市町村の同一の損失ないし損害に係るものであることから、不正行為を行った複数の者の債務はいわゆる不真正連帯債務になると考えることもできよう。本条は、『不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者』に対し徴収金の支払義務を負わせることとして、前記不正行為を行った者の（不法行為を背景とする）責任を問うものである。したがって、理論上は、もっぱら第三者のみが不法行為に関与して前記不正行為を行い、他方で被保護者自身は不正行為に何ら関与していないというような場合も考えられるのであって、このような場合に、被保護者自身に対しても本条の上記規定に基づいて不法行為に係る徴収金の支払義務を負わせることができるのかについては、法理論上は甚だ疑わしいというほかない（「自治体職員のための事例解説 債権管理・回収の手引き」第一法規）。」

Q2 期間計算の解釈について（八王子市）

「自治体のための債権回収 Q & A 現場からの質問【第 2 次改訂版】」（2020 年 1 月 20 日初版発行、第一法規株式会社）P57 の期限設定の具体例における民法 142 条の説明として、期間の末日が土曜日に当たるときは、翌日が満了日となる説明があります。

民事訴訟法 95 条 3 項、行政機関の休日に関する法律 1 条、裁判所の休日に関する法律 1 条には、土曜日の扱いについて明確な規定がありますが、民法 142 条には土曜日についての規定はありません。

「その他の休日に当たるとき」に該当するという解釈が有力のようですが、現代の慣習上、期間の末日が土曜日の場合は、月曜日（翌営業日）に期間が満了するという扱いでよろしいでしょうか。

A ご質問のとおり、土曜日は休日ではありませんが、その他の休日は慣習により、金融機関も土曜日は営業していませんので、土曜日は休日扱いとして解されています。

元々、民法 142 条において、休日は「取引をなさざる慣習」として規定されました。

例外的に地方の慣習により休日扱いすることも認められています（大判明 36・5・5 民録 9 輯 531 頁）。

なお、年末年始の扱いは、1 月 1 日は祝日ですが、1 月 2 日、3 日、年末 3 日間（29、30、31 日）は祝日に該当せず、12 月 29 日（最判昭 43・1・30 民集 22 巻 1 号 81 頁）、12 月 31 日（最判昭 43・4・26 民集 22 巻 4 号 1055 頁）、12 月 30 日（最判昭 43・9・26 民集 22 巻 9 号 2013 頁）はいずれも休日扱いでないとされます。しかし、「一般の休日とは法令が指定している休日のみをいうのではなく、一般国民が慣行上休日としているものも包含するものと解する」とし、「1 月 3 日は一般に元日 2 日とともにいわゆる 3 ケ日として休暇休業日とするのを慣行としている」としています（最判昭 33・6・2 民集 12 巻 9 号 1281 頁）。

現行の民事訴訟法 95 条 3 項は土曜日、1 月 2 日、1 月 3 日又は 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日を期間の計算から除いており、民法 142 条もこれに倣った解釈でよいとされています（参考文献）。

したがって、ご質問のとおり、期間の末日が土曜日の場合、月曜日（翌営業日）に期間満了という扱いでよいと考えます。

なお、以前は、郵便物は平日で3日以内に送達郵便会社に義務付けられていましたが、平日4日以内の送達に改められ（郵便法 70③(4)）、休日が続く場合は期間の計算は債務者に不利益にならないようにしなければなりません。

参考文献

期間の満了の特例

『休日』については、戦前、1927年（昭和2年）勅令27号『休日ニ関スル件』で11の国民的休日が規定され、大祭日（たいさいじつ、慣習による祝日）もこの中に含まれていたが、この勅令は1948年（昭和23年）に『国民の祝日に関する法律』で廃止され、代わって元日（1月1日）以下9の『国民の祝日』が定められた。（中略）しかし、本条（民法142条）の『休日』というのはそれほど厳格な意味でなく、すべての一般的な休日を指すものと解してよい。たとえば土曜日、12月29日から31日、1月2日、3日などもこれに入りうると考えてよい（民訴95Ⅲ参照）。『取引をしない慣習』とは、商取引に限る意味ではなく、当該期間が定められている法律行為について、これをしない慣習の意味である。したがって、たとえば手形の拒絶証書を作成する期間の末日が公証人又は執行官が職務を行わない慣習の日に当たるときなども、やはり本条の適用がある（大判明治37・10・22民録10輯1297頁）。また、当事者の一方について慣習があれば、本条の適用がある（大判明治36・5・5民録9輯531頁）。土曜日なども、この要件を判断して決すればよいであろう（「補訂版 我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物権・債権—」日本評論社、2996年、261頁）。

参照条文

民法

第142条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

民事訴訟法

（期間の計算）

第95条 期間の計算については、民法の期間に関する規定に従う。

2 期間を定める裁判において始期を定めなかったときは、期間は、その裁判が効力を生じた時から進行を始める。

3 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

郵便法

（郵便業務管理規程）

第70条 会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程（以下「郵便業務管理規程」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 略

3 総務大臣は、郵便業務管理規程に記載された前項各号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第1項の認可をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 郵便物（中略）について差し出された日から4日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあつては、4日を超え最も経済的な通常の方法により当該地域に係る郵便物

を送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数以内)に送達することが定められていること。

(5) 及び (6) 略

Q 3 相続財産管理業務の終了と納税義務について（八王子市）

本市では、固定資産税・都市計画税を適正に課税するため、相続財産管理人選任申立てを行っています。

管理人が選任されている間は、納税通知書を同人に送ることで納税義務は確定しますが、管理人業務が終了するタイミングによっては徴収できないことになります。

以下のときはどのようにすればよろしいでしょうか。

- (1) 賦課期日である1月1日から5月の納税通知書発付までの間に管理人選任処分の取消しが行われ、当該年度の納税通知書の送付先がなくなる場合
- (2) 納税通知書を発付した段階で、既に相続財産の換価（処分）が終わっており、納税原資（相続財産）がない場合（ただし、管理人選任処分の取消しは行われていない状態）

(1)については、相続財産がないことが明らかですので、改めて相続財産管理人申立てするのは現実的ではありません。

調定せず賦課もできないまま、地方税法 17 条の5に基づく賦課決定の除斥期間である法定納期限の翌日から5年を経過するのを待つしかないのでしょうか。

(2)は、納税義務が有効に成立していますが、財産がないことが明らかのため管理人が選任されているうちに、地方税法 15 条の7 第1項による執行停止処分をした上で、地方税法 15 条の7 第5項の即欠損処理をするしかないのでしょうか。

また、選任処分の取消しが行われた後では、地方税法 15 条の7 第2項の通知をする相手がいなくなるので、執行停止もできなくなるのでしょうか。

A 固定資産税は不動産登記簿上の所有者に課税されますが、賦課期日現在において死亡者課税は無効とされ（参考判例）、相続人に課税します。しかし、相続放棄がなされたら、抽象的に亡●●相続財産法人になりますが、相続財産管理人選任の取消しが行われると管理する相手先がなく、通知できません。

もっとも、未納及び新たに賦課するまでに相続放棄した場合、自治体は債権者として相続財産管理人の選任を申し立てることができます。

相続財産管理人の選任費用は家庭裁判所にもよりますが20万円から100万円の予納金が必要です（東京、大阪家庭裁判所の予納金は100万円とされています。）・

不動産価値が乏しく、予納金が債権額に見合わない場合、相続財産管理人の選任には無理があります。

納税通知した段階で、既に相続財産の換価（処分）が終わり、相続財産がない場合は執行停止するしかなく（地方税法 15 の7 ①(1)）、徴収できないことが明らかですので即時の停止も認められます（地方税法 15 の7 ④）。

私債権において同様の場合は、徴収停止（自治法施行令 171 条の5 (2)）をとり、時効完成を待つて債権放棄する事案です。

固定資産税の場合、相続財産管理人の選任がされないまま、通知できないため、課税保留している自治体も多いようですが、地方税法には課税保留を認める規定はないため適切とはいえず、そのままでは5年で賦課権を失うことになります（更正決定期間、除斥期間）。

同様のことは法人についてもいえ、解散しても、不動産が法人名義のまま法人の実体がない場合、通知先が問題になります。ただし、相続人不明と違い、法人名義はそのまま居所不明の場合、督促も含め公示送達した上で差押えはできます。

会社が破産による清算を開始しても、売却できない不動産は破産管財人から法人に戻され、不動産の清算が終了しない限り、法人は存在するものとみなされます。

バブル後の地価下落が著しい時期は、売却しようにもできず、処理困難な不動産が多くありました。

平成 25 年度で全自治体のうち固定資産税の課税保留のある自治体は 23%で、うち所有者不明が 77%であり、今後、土地の利用価値の低下や登記手の煩雑さから相続未登記が増え、「所有者不明化」は慢性的に拡大し、死亡者課税の問題に見られるように固定資産課税台帳の精度に影響が及び、社会変化を踏まえ、制度の見直しが急務であるとの報告があります（公益財団法人東京財団 吉原祥子 土地の「所有者不明化」～自治体アンケートが示す問題の実体～、2016 年 3 月、参照）。

実務上、相続財産管理人が選任されなければ通知先がないので課税できません。

帰属先がない場合の不動産登記のあり方を法律により検討され（相続開始後数年を経て公告し、帰属先を自治体、国にするなど）、また、帰属先のない固定資産税の課税について総務省から解釈、指針があつてよいと考えます。

相続放棄は相続開始を知った時から 3 か月以内に行わなければならない、申述受理されて効力を有し、賦課期日前に相続放棄の申立てしても賦課期日後に受理された場合は依然として相続人に課税できます。

なお、納税通知の公示送達住所が不明な場合に利用でき、課税の相手方が不明な場合は利用できませんが、民法の公示送達は、例えば、契約の相手方である相続人が不明の場合も利用できます。

参考判例

賦課期日現在死亡者に課税した固定資産税は無効である（仙台地判昭 30・11・16 行裁例集 6 巻 12 号 2798 頁）

「土地、家屋に対する固定資産税の納税義務者は、本来課税客体である土地家屋の真実の所有者と一致すべきものであるが、その所有者を捕捉することの徴税技術上の困難、煩瑣並びに税収入の確保と徴税費用の節減等から、右所有者を捕捉する一手段として所謂台帳課税主義を採用し、賦課期日であるその年の 1 月 1 日現在における固定資産税課税台帳上の所有者として登録せられているものを納税義務者となし、その年度内における賦課期日後の所有者に変動があつても納税義務者に影響を及ぼさないこととしている。然しながら右賦課期日前に右課税台帳上所有者として登録せられているものが死亡しているときは、本来の立場に戻り、賦課期日現在における真実の所有者を捕捉してその者を納税義務者となすべきものであることは地方税法第 343 条に規定するところである。本件固定資産税の納税義務者は昭和 26 年度並びに同 27 年度の固定資産税の課税標準期日である昭和 26 年 1 月 1 日並びに昭和 27 年 1 月 1 日以前において既に死亡していることは当事者間に争ないところであり、（中略）右死亡者兩名を納税義務者とする本件各固定資産税賦課処分は違法であり、その瑕疵は重大であるから、当然無効の処分である。」

参照条文

地方税法

（滞納処分の停止の要件等）

第 15 条の 7 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- (1) 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- (2) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- (3) その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 地方団体の長は、第 1 項第 2 号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。

4 第 1 項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。

5 第 1 項第 1 号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定

承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

地方自治法施行令

(徴収停止)

第 171 条の 5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。